

特別な支援が必要な児童生徒の入学・編入学に係る規定

1 特別な支援を必要とする児童生徒の入学、編入学について

- (1) 特別な支援を必要とする児童生徒の入学、編入学については、保護者や原籍校と事前の情報交換や相談を行う。
- (2) 特別な支援を必要とする児童生徒の入学、編入学については、必ず事前に面接（オンラインを含む）を実施する。
- (3) 本校の学校規模・学校施設・教職員数等を勘案し、「身辺自立」ができていない児童生徒を受入れの対象とする。
- (4) 授業に一人の教員で対応できないと判断された場合は、入学、編入学を認めない。ただし、支援員が付くことによりそのことが解消される場合は、この限りではない。
- (5) 入学、編入学の可否を決定するため、支援、指導について参考となる発達検査結果や診断書等は、可能な限り学校と保護者で共有する。
- (6) 特別な支援を必要とする児童生徒の入学、編入学の決定は、様々な情報を参考にして校長が行う。なお、その際に、医師の診断書等は必要としない。

2 特別な支援を必要とする児童生徒の指導、支援について

- (1) 授業は一斉指導を基本とし、取り出しによる教師との1対1の指導は行わない。
- (2) 学習生活支援や移動補助等の支援が必要な場合は、保護者の責任で支援員を確保し、支援・補助を行う。そのために必要となる費用は保護者が負担する。
- (3) 指導・支援に際して特別に必要となる教材・教具がある場合は、保護者の責任において整備する。その費用は保護者が負担する。
- (4) 編入学後、定期的に保護者と学校は、当該児童・生徒について話し合いをもち、今後の就学の適否について協議する。その際、学校側が「否」と判断した場合は、保護者はその決定に従う。

附則

この規定は2024年4月1日から施行する。